

(内閣部門会議関連資料)

税制改正関連

- 平成 24 年度税制改正各部門重点要望一覧より内閣部門分(抜粋) P.1
- 平成 24 年度税制改正要望重点項目【内閣部門会議】 P.2

政調役員会配付資料より

<11/15 開催分>

- 次第 P.3.
- 三党協議に関する資料 P.4
- 国会同意人事決定の手続きについて P.7
- 独立行政法人の制度・組織の見直しに関する党内論議の進め方について P.8

内閣部門 WT 設置関連

- カジノ(IR)検討 WT の設置について(案) P.10

重点要望項目	新設/延長/拡充	重点要望概要	整理案
東日本大震災（原子力災害）からの復興関連	新設	原子力災害からの復興のための課税の特例措置の創設（新設）	
寄附税制の見直し ①特定非営利活動等の促進 ②公益活動の促進	新設 拡充	①認定特定非営利活動法人等、公益財団法人への寄附金控除の年末調整対象化〔新設〕 ②公益財団法人・財団法人への寄附金に係る税額控除制度（現行措置の拡充）〔拡充〕	△
民間資金等活用事業（PFI）の推進	新設	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設（新設）	△
沖縄振興の推進	新設 延長 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置（新設） ● 国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に係る課税の特例措置（観光振興地域の廃止・見直し） ● 沖縄県から出する旅客の携帯品に係る関税の免除（関税免除対象に海路客を追加・延長） ● 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置（全国に対し1/2の軽減措置の延長） ● 国際物流拠点産業集積地域（仮称）に係る課税の特例措置（自由貿易地域及び特別自由貿易地域の廃止・見直し） ● 関税の選択課税制度及び許可手数料の軽減（延長） ● 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区に係る課税の特例措置（現行措置の拡充・延長） ● 金融業務特別地区に係る課税の特例措置（現行措置の拡充・延長） ● 産業イノベーション地域（仮称）に係る課税の特例措置（産業高度化地域の廃止・見直し） ● 経営革新計画に係る特例措置（現行措置の拡充・延長） ● 経営基盤強化計画に係る石油石炭炭税の免税措置（現行措置の延長（一部新設）） ● 沖縄電力（株）に係る固定資産税の軽減措置（現行措置の延長） ● 産業イノベーション地域（仮称）内における再生可能エネルギー設備の導入を促進するための特例（新設） ● 産業イノベーション地域（仮称）内における電気事業用設備に係る特例（新設）（現行の措置の拡充・延長） ● 産業イノベーション地域の離島に係る特例措置（現行措置の延長） ● 沖縄の離島の酒類に係る酒税の軽減措置（現行措置の延長） ● 沖縄県産酒類に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（現行措置の延長） ● 揮発油に係る交付金等の状況を踏まえ、今後党側でさらに検討し、政治判断すべき事項…沖縄特区における法人税減免、沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置のあり方 	✓
科学技術の振興	新設	国の研究開発を担う新たな機関に関する制度に係わる税制上の所要の措置（新設）	継

【凡例】継：今後も検討を継続
 ✓：租特等として重点要望
 △：重点要望とはしない
 目：目録1 去増減表

重点項目	重点要望	税制からのコメント	検討事項
東日本大震災(原子力災害)からの復興関連	原子力災害からの復興のための課税の特例措置の創設(新設)	具体的にどういふものがあるか上げて欲しい。【事務局長】	具体的な税制措置の内容については「原子力災害からの福島復興再生協議会」における議論を踏まえての検討になる。 原子力被災地の産業振興(製造業等の産業集積の維持・促進、観光・交流の推進、空港・港湾による物流拠点形成、原子力や放射線に関する研究機能等の誘導等)、生活基盤整備、住宅習得推進のため、企業、個人に対して税制上の措置を講じるもの。
寄附税制の見直し (①特定非営利活動等の促進) (②公益活動の促進)	①認定特定非営利活動法人等、公益社団・公益財団法人への寄附金控除の年末調整対象化(新設) ②公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度(現行措置の拡充)[拡充]	新しい税額控除が始まったばかりであるから、その検証が先なのではないか。【事務局長】 新しい公共では、確定申告のいい機会、是非、確定申告をしていただくという意見がある。【岸本】 経団連からも、事務負担をどうするか、説得できるか。【事務局長】 寄附金控除の年末調整対象の件。年末調整は12月分は入らない。12月までに入れなければならないが、その辺りはどうするのか。【尾立】	新しい公共の担い手である公益法人等がこれまで以上に地域社会を支える主体となっていくためにも、寄附税制の拡充は必要不可欠。草の根の少額寄附の拡充には、年末調整の対象とすることは有効。 早期導入には慎重を要すると判断される場合にも、寄附金控除の年末調整対象化について、平成24年度から導入される新たな寄附金控除制度の効果や、社会保障・税一体改革における番号制度導入の検討状況等を踏まえながら、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を勘案しつつ、計画的に検討を行っていくべき。 また、公益法人は公益認定という厳しいハードルを通過していることから、PST要件を課さなくても、認定NPO法人と同等の高い公益性を有しているものと考えられる。 なお、平成23年度税制改正大綱では、「9. 検討事項 (4) 寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。」となっている。 源泉徴収義務者においては、寄附先の実態確認、所得額に応じた控除額の計算等、一定の事務負担は生ずることになるものと認識。しかし、給与受給者に対する年末調整はこれまでも企業が担ってきている。事務負担の負荷も、事務手続きの増加についてはシステム改善で補える部分もあると考える。制度改正の趣旨を理解して御対応いただけることを期待したい。 認定NPO法人等や公益社団・財団法人側において寄附者に対する領収書の発送の早期化に御対応いただく必要があるものと思料。 なお、寄附金額を証明する領収書の提出が年末調整に間に合わない場合には、これまでと同様、確定申告により還付申込を行う必要がある。
民間資金等活用事業(PFI)の推進	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設(新設)	(税制優遇)の実績がない。【事務局長】	民間資金等活用事業(PFI)の推進は民主党が力を入れて取り組んできたもので、先のPFI法の改正に伴う軽減措置として、公共施設等の運営権の円滑な施行、事業者負担の軽減のため、登録免許税の課税に対する軽減措置を要望するもの。 登録免許税の軽減は運営権を活用した事業の費用削減、運営権の価値向上につながり、運営権活用のインセンティブとなることから、PFI事業の拡大につながる。 PFI事業においては、通常、検討段階のものは外部に明らかにされない中、現時点で把握できているものが2件である。今月中に改正PFI法が施行され、運営権制度活用の検討が本格化することと併せて考えれば、さらに対象となる案件は増えるものとする。 また、制度創設に当たった呼び水としての効果も評価されるべきと考える。
沖縄振興の推進	●駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置(新設) ●国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)に係る課税の特例措置(観光振興地域の廃止・見直し) ●沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除(関税免除対象に海路客を追加・延長) ●沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置(全国に対し1/2の軽減措置の延長) ●国際物流拠点産業集積地域(仮称)に係る課税の特例措置(自由貿易地域及び特別自由貿易地域の廃止・見直し) ●関税の選択課税制度及び許可手数料の軽減(延長)	沖縄からの要請から漏れているものがある。先日受けた沖縄県からの要望で内閣部門の重点項目に上げてもらっていないという。それをチェックして欲しい。(もつばら条項を外して欲しい。沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置。【事務局長】)	平成24年度税制改正重点要望事項(沖縄県) …11/8沖縄県知事より前原政調会長に渡された要望書 1. 全県を対象とした地域指定制度の創設(観光振興地域、産業イノベーション地域、情報産業振興地域) 2. 所得控除に係る事業認定権限の県知事への移譲 3. 国際物流経済特区の地域指定に5市(糸満、豊見城、那覇、浦添、宜野湾)を追加 4. 航空機燃料税、着陸料等の軽減拡充(離島便航燃費、国際便着陸料等) 5. 沖縄型特定免税店制度の拡充(面積要件、適用上限額の緩和) 6. キャピタルゲイン課税免除(金融業務特別地区) 7. 電源開発促進税の減免(一部地方税化又は再生可能エネルギー普及を目的とした交付金化) 1~7が未反映事項。特に1~4は部会内で検討のうえ、未反映と判断したものの。
科学技術の振興	国の研究開発を担う新たな機関に関する制度に係る税制上の所要の措置(新設)	独法改革を整理して全体との整合性を。【事務局長】	「新成長戦略2011」閣議決定において、国の研究機関に関する新たな制度の検討として「関係省庁と連携して検討し制度の見直しを進める」とされ、第4期科学技術基本計画(閣議決定)においても、「国の研究機関に関する新たな制度を創設する」とされています。国の研究開発を担う新たな機関に関する制度の創設を見据えて税制上の措置を講じるべきと考える。 なお、国の研究機関に関する新たな制度を創設するための法案の平成24年度通常国会への提出については、政府内部(行政改革推進室、行政刷新会議事務局)との調整を進めているところであるが、独立行政法人全体の改革との関係で税制上の齟齬が生じることはない。

20111115 18:15～

民主党政策調査会 役員会（第16回） 次第

○ 会長挨拶

- ・三党協議に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 - 3
- ・国会同意人事決定の手續きについて・・・・・・・・ P 4

○独立行政法人の制度・組織の見直しに関する党内論議の進め方について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

（説明：階・副会長／決算・行政監視部門会議座長）

○復興財源関連法案（①東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置法案②東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案） ＜閣法の修正＞について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

（説明：大久保・副会長／財務金融部門会議座長）

○「難民の保護と難民問題の解決策の模索への継続的な取り組みに関する決議案」について・・・・・・・・ P 13

（説明：松野・副会長／法務部門会議座長、菊田・副会長／外務部門会議座長）

○PT、WTの設置について

- * 「法曹養成制度検討PT」の役員人事について・・・・・・・・ P 15
- * 「独占禁止法及び公正取引委員会検討WT」の設置について（報告）・・・・ P 16
（説明：中山・副会長／経済産業部門会議座長）
- * 「資本市場・企業統治改革WT」の設置について（報告）・・・・ P 17
（説明：大久保・副会長／財務金融部門会議座長）
- * 「海上警察権のあり方に関するWT」「八ッ場ダム 問題分科会」の設置について（報告）・・・・ P 18
（説明：松崎・副会長／国土交通部門会議座長）

○その他

○次回の日程について 11月17日（木）〇〇時～

税関係協議結果

民主党 税制調査会長
自由民主党 税制調査会長
公明党 税制調査会長

- **たばこ税の取扱い**
 - ・盛り込まない
 - ・所得税付加税：25 年（平成 25 年 1 月～平成 49 年 12 月）、2.1%

- **個人住民税均等割の取扱い**
（併せて、退職所得 10% 税額控除の取扱い）
 - ・個人住民税均等割：10 年（平成 26 年 6 月～平成 36 年 5 月）、年 1,000 円
 - ・退職所得 10% 税額控除廃止：平成 24 年 1 月 1 日施行
→ 平成 25 年 1 月 1 日施行

- **23 年度改正事項の取扱い**
 - ・【国税】法人課税と納税環境整備以外の項目は今改正から削除
 - ・【地方税】退職所得 10% 税額控除廃止、法人課税（たばこ税の都道府県・市町村間調整を含む）と納税環境整備以外の項目は今改正から削除

- **23 年度改正事項のうち積み残し分については、平成 24 年度税制改正又は税制抜本改革に合わせ成案を得るよう、各党でそれぞれ努力する。**

平成 23 年度第 3 次補正予算等に関して

1. 税・財源については 11 月 10 日の三党税制調査会長の「税関係協議結果」に沿って興財源確保特別措置法案」の修正を行う。
2. 復興に係る特別会計の設置及び決算剰余金の償還費用の財源への活用については、下を基本に「復興財源確保特別措置法案」の附則において対応する。
 - (1) 復興に係る特別会計の設置
 - ・ 政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を成 24 年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずる。
 - ・ 当該特別会計は、平成 23 年度第 3 次補正予算において発行した復興債等を承継する
 - (2) 決算剰余金の償還費用の財源への活用
 - ・ 平成 23 年度から平成 27 年度までの一般会計の決算剰余金を公債又は借入金の償還財源に充てる場合においては、償還費用の財源に優先して充てるよう努める。
3. 以上を前提に「復興財源確保特別措置法案」及び「H23 年度税制改正法案（国税・方税）」の最終修正を行う。その他課題については引き続き協議する。

以上、確認する。

平成 23 年 11 月 11

民 主 党 政策調査会長

自由民主党 政務調査会長

公 明 党 政務調査会長

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案」
について

提出法案

附則

(平成二十四年度から平成二十八年度までにおける交付金の財源)

第五条 政府は、平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行により一般会計において増加する所得税の収入の一部を活用して、確保するものとする。

修正案

附則

(平成二十四年度から平成二十八年度までにおける交付金の財源)

第五条 政府は、平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

民主党国会同意人事決定の手続き（案）

2011年11月

議院運営委員会両院合同代表者会議
(政府が候補者を提示)



衆参議院運営委員会理事会
(政府が候補者を内示)



政調幹部会~~で~~検討
(必要に応じて衆参議運理事、担当部門座長の出席を求める)



役員会に報告、承認

独立行政法人の制度・組織の見直しに関する党内議論の進め方について
(案)

- 行政刷新会議が取り扱う政策課題については、政調役員会（11/1）にて前原会長から発言があり、下記の方針が確認された。
 - (1) 行政刷新会議が行うテーマについては、党の事前了解の対象とはしない。
 - (2) 行政刷新会議が行う提言については、党として報告のみを受ける扱いとする。
 - (3) 行政刷新会議が行う提言を踏まえ、政府で政策変更や法案化の決定がされる際には、党の事前了解の対象とする。

- なお、独法の制度・組織の見直し案について、政府は、行政刷新会議の下に「独立行政法人改革に関する分科会」を設置し、現在検討を進めているところ。
→ 見直し案は、12月初旬に分科会にて取りまとめが行われ、行政刷新会議への報告を経て、年内に閣議決定される見込み。

- 独法の見直し案にかかる党内議論の進め方については、上記の政調役員会確認事項の趣旨を踏まえ、①決算行政監視部門（＝行政刷新会議案件を所掌）にてヒアリングを進めるとともに、②閣議決定前にあわせ、決算行政監視部門会議および政調役員会の事前了承を得ることとする。

以上

独立行政法人の制度・組織の見直しに係るスケジュールについて（予定）

	政府	民主党
11月		決算・行政監視部門会議にて、行政刷新会議・独立行政法人改革分科会における検討状況・主要論点についてヒアリング（11月17日）
12月	行政刷新会議・独立行政法人改革分科会にて、見直し案のとりまとめ。（12月初旬） ・組織の見直し=法人の廃止・民営化・統廃合など ・制度の見直し=目標・評価の改善、組織規律、財政規律など ↓ 見直し案を行政刷新会議へ報告（決定？） ↓ 見直し案を閣議決定（年内？）	決算・行政監視部門会議にて見直し案を了承 ↓ 政調役員会にて見直し案を了承（閣議決定前）
2012年 1月以降 ～	独法通則法を閣議決定→通常国会に提出	独法通則法の案文を了承（閣議決定前）

カジノ（IR）検討WTの設置について(案)

内閣部門会議座長 田村謙治

1. 目的

国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について検討する。

具体的には、11月8日の政調役員会において政調幹部会より内閣部門に付託された議員立法「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下、同法案という。）について、賛否や修正の要否（当面はカジノ利用者を外国人に限定するという方策等）を含めて検討する。

なお、本政策課題については、政府の行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会においても「民間事業者によるカジノ運営の解禁」として取り上げられるとともに、超党派の「国際観光産業振興議員連盟」（略称：IR議連。古賀一成会長）においても同法案の検討が進められてきたところ。並行して自民党の内閣部会においても、同法案について検討されるものと承知している。

※IR：Integrated Resort の略。統合型リゾートと訳される。レジャー、ビジネス、エンターテイメント、カジノを包括的に含む施設をいい、民間による投融資を活性化し、民主導の地域再開発を実現することを目的とする。

2. 開催頻度・目標

週に1～2回程度開催し、今国会（第179回国会）中に一定の結論を得ることを目標とする。

3. 役員構成

（※は打診中。役職中の「議連」は国際観光産業振興議員連盟を指す。）

顧問 小沢鋭仁（議連幹事長）、櫻井充※（政調会長代理）、羽田雄一郎※（参議院国対委員長）、三井辨雄（政調会長代理）、鈴木克昌（筆頭副幹事長）、松崎哲久（国土交通部門会議座長）

座長 田村謙治（内閣部門会議座長）

副座長 大谷信盛（副幹事長）、黒岩宇洋（法務委員会筆頭理事）

事務局長 糸川正晃

事務局次長 向山好一

幹事 今井雅人、木内孝胤、中後淳、岡田康裕、三村和也、柴橋正直

